

## 第3章 中等学校における言語・文字の教育

### 1 和漢文科の設置

明治14年（1881）7月、文部省は中学校教則大綱を出し、「和漢文」科を設けました。

これ以前、学制期においては、中学に正則・変則の二つの別がありました。中学教則の定めるところでは、正則中学のほうに「国語学」「習字」「古言学」が、国語に関する教科として設けられていたのですが、実際にどの程度まで行なわれていたのかは明らかでありません。当時は小学校を整備することのほうに力が注がれていましたし、また変則中学のほうが大部分でした。大阪英語学校（後の大阪中学校）では、明治9年（1876）に和漢学の科を設けたとありますが、その具体的な内容についてはわかりません。

明治12年（1879）の教育令では、「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」と規定しました。この「高等ナル普通学科」ということは、中学校教則大綱では、さらに次のように明らかにされました。

中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ、中人以上ノ業務ニ就クガ為メ、又ハ高等ノ学校ニ入ルガ為メニ<sup>ナシ</sup>必須ノ学科ヲ授クルモノトス。（第1条）

進学の二重組織、つまり一般の人々とその指導者階級の養成という組織は、ようやくこのごろから形をとりかけています。

ところで、この期の中學は、初等中學（4年）と高等中學（2年）とに分けられ、小學校中等科卒業以上の學力のある者が初等中學に進むように定められています。そして、國語に關係のある学科としては、「和漢文」科と、「習字」科とがあります。その各週の時間配當を教則大綱にかかげているところに従って示しますと、次の表のようになります。（小計のところは筆者が書き加えました。通計は全學科の週時間数です。）

学 科	初 等 中 学 科								高 等 中 学 科				各 授 業 間 総 計	
	第 1 年		第 2 年		第 3 年		第 4 年		第 1 年		第 2 年			
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
和漢文	7	7	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	78	
習 字	2	2	2	2									8	
(小計)	9	9	8	8	6	6	6	6	7	7	7	7	86	
通 計	28	28	28	28	28	28	28	28	26	26	26	26	328	

この表から見ますと、國語關係の教科がだいたい全授業時間の4分の1ぐらいを占めていることがわかります。英語科の時間数と比べてみても、初等中學1年では「和漢文」科のほうが1時間多くなっています。学制期ではほとんど英語ばかりで授業していた中學もあったのですから、それに比べて、ずいぶん重視されるようになったわけです。

和漢文を重視する考えは、当時の当局者の間にかなりあったよ

うです。明治14年、参事院議官の井上毅から太政大臣、左右大臣にあてた上陳書の中には、

維新以来、文部ノ唱励ハ、主トシテ小学ノ普通教育ニ在テ、  
中学以上ニ在ラズ。是レ士族ノ子弟ヲ驅テ、福沢ノ門ニ輻湊セ  
シムルノ一ノ原因タリ。仏國ニ於テ國家ノ補助金ハ中學ニ於テシ小学ニ於テセズ。今、宜シク国庫ヨ  
リ毎年五十万円ノ補助金ヲ出シ、士族団聚ノ地方ニハ、中学校  
ならびに并 農学職工学ヲ設ケ、而シテ中学ノ学則ハ、国文ト漢学トヲ用  
ヒ、其洋務ヲ知ルハ翻訳書ニ依ラシメ、現今ノ中学規則ハ、猶ホ英学ヲ修ムルヲ以テ必要トセリ。又  
洋風ニ模擬セル煩細ノ学則ヲ刪除スベシ。

と述べられています。これは、自由民権運動への対策として述べられたものですが、ここでは国文と漢学を用いることが強調されています。当時の復古的思想、德育主義の主張と関連して考えられるものです。

## 2 就 学 状 況

当時の就学状況は、次ページの表のとおりです。これで見ますと、明治12年（1879）は別として、1万人から、1万5千人ぐらいのものです。明治12年は、私立学校へ通っている生徒が多いのですが、13、14年と激減しています。上に見た井上毅の上陳書にも述べられていたような、自由民権運動と政府のそれへの対策ということと、あるいは関係があるのかもしれません。

そして、そのほか女子の数のきわめて少ないとこにも気がつき

## 中学校・

		明治 12 年	明治 13 年	明治 14 年
中 学 校	官立	男女計	—	70
	公立	男女計	—	—
	私立	男女計	—	70
	計	男女計	7,478 308 7,786	8,608 302 8,910
高等女学校	官立	男女計	29,803 2,440 32,243	3,259 87 3,346
	公立	男女計	37,281 2,748 40,029	11,867 389 12,256
	計	男女計		12,111 204 12,315

ます。もちろん、じゅうぶんな設備もなかったのですが、まだ女子は、学問はしなくてもいいという考え方のほうが普通だったのでしょう。以下、部分的に女子の国語教育についてふれることもありますが、それは、このように少ない生徒を対象にして行なわれていたものだということについて、まず注意しておきたいと思います。

## 高等女学校

明治 15 年	明治 16 年	明治 17 年	明治 18 年
99	219	268	964
99	219	268	964
12,218	13,929	14,539	13,783
78			
12,296	13,929	14,539	13,783
686	615	293	301
6			
693	615	293	301
13,004	14,763	15,100	15,048
84			
13,088	14,763	15,100	15,048
286	101	102	112
286	349	488	504
286	590	590	616

## 3 教 科 書

### (1) 読 書

中学校教則大綱の中では、学科の内容に関する規定は行なっていません。ですから、はたしてどういう程度のものを意図していたかは明らかではありません。しかし、各学校でそれぞれ制定した

ものもあります。ここでは、教則大綱に基づいて、明治15年(1882)5月、大阪中学校が制定した「各学科授業ノ要旨」から「和漢文」科中の読書に関するものを次にかかげてみます。(これについては、「大阪中学校一覧」に「中学教則大綱ノ頒布アリテヨリ、<sup>その</sup>其正規ヲ践ミテ之ヲ實地ニ施スハ蓋本校ヲ以テ其嚆矢トス」と述べています。かなり初めの例と見てよいものでしょう。)

和漢文 和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ、其用極メテ広ク、漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレバ、各級ニ通ジテ之ヲ課ス。今其學習ノ為メニ分チテ、読書、作文トス。

読書ノ要ハ讀法ヲ正クシ、意義ヲ詳ニシ、兼ネテ作文ニ資スルニアリ。故ニ初等中学科ノ和漢文ハ誦讀、議義等ノ法ヲ用キテ、文字ノ音訓、音声ノ抑揚、句讀ノ断続ヲ明ニシ、字義、句意、章意ヲ解セシムルヲ旨トシ、殊ニ和文ハ先<sup>ま</sup>ヅ文字、言語、文章、音韻ノ諸論ヲ教へ、次ニ雅馴<sup>じゅん</sup>ノ文章ヲ授ケテ、其例格ヲ考究セシムベシ。

高等中学科ノ漢文ハ、更ニ教方ヲ高尚ニシ、委ク文章ノ賓主、照應、抑揚、頓挫等ノ諸法ヲ説キ、詳ニ文理ニ通曉セシメンコトヲ要ス。

この規定からうかがわれることは、読書はただ文章の意義を理解することだけでなく、同時に「作文ニ資スル」ものとして考えられていることです。そして、「漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ」とあることによっても、当時漢文調の文章のほうが普通と考えられていたことがわかります。

ところで、この大阪中学校の例でいいますと、和文が学習されるのは、初等中学一、二年と、高等中学二年だけです。それ以外は漢文が学習されていました。各学年で使用した教科書をあげると、以下のとおりです。下に線を引いてあるのが、和文(文法も)関係のものです。

初等1年 日本文典・小品文鈔しよう

〃 2年 源平盛衰記・正文章軌範

〃 3年 春秋左氏伝

〃 4年 謝選拾遺・春秋左氏伝

高等1年 唐宋八家文とうそう

高等2年 唐宋八家文・古今集・三体詩

また、福井中学校では、和文としては初等中学1年のときに、あとで見る「本朝文範」を使用するだけです。このほか、当時の回想録などによっても、和文はそれほど重視されてはいません。当時の中学においては、漢文が主であり、和文は副であったと考えられます。

以上は男子の場合です。しかし、女子の場合はこれと逆でした。東京女子師範学校附属高等女学校が明治16年（1883）に制定した規則は、「読書」について、以下のように述べています。

読書 読書を分て、和文、漢文とす。和文は我国固有の文章わがにして其用殊に広く、漢文は普通の文材に資するものにして其用亦広きものなれば、共に之を課すること多し。和文は近世の雅馴じゅんの文体を授けて、中世の雅馴の文体に及ぼし、漢文は雅馴

の古文体を授く。和漢文を授くるには、読法を正しくし、意義を詳まびらかにし、兼て作文に資するを旨とし、誦讀、講義等の法を用ひて、文字の音訓、句讀の断續を明にし、字義、句意、章意を了解せしむ。又和文の意義を了解するの力を養はんが為に、文法を授け、文字、言語、文章の諸説を会得せしむ。

この規則は、上に見た大阪中学校の規則と、小学校教則綱領の讀書についての規則とを参考して作ったのではないかと思われますが、それにしても、和文のほうにかなり重みがかけられています。大阪中学校の場合と同様に、各学年での使用教科書をあげると、以下のとおりです。（線を引いたのが和文のもの。）

下等1年 神皇正統記・近古史談・先哲叢談

〃 2年 古今集・近世名家文粹

〃 3年 和文軌範 詞の玉の緒・詞の八衢<sup>ちまた</sup>・近世名家文粹

上等4年 十六夜日記・正続文章軌範・大鏡

〃 5年 土佐日記・春秋左氏伝・竹取物語

以上のとおりです。和文のほうが主になっていることがわかります。それに、上級になると、抄本ではなしに、「土佐日記」や「竹取物語」を学習することになっています。

次に、当時の和文教科書について見ていきます。以下のような書です。これらによって、中学国語教科書の基礎的方向が定められたといえます。

稻垣千太穎 「本朝文範」 3巻 (明14・15)  
稻垣千穎 「和文読本」 4巻 (明15)

里 見 義 「和 文 軌 範」 4巻 (明15)  
藤 高 橋 維 富 正 兄 「国 文 軌 範」 2巻 (明16)

「国文」という名称は一書だけ用いていますが、「和漢文」科という科目名が示すように、この期はむしろ「和文」というほうが普通でした。(「国文」という考え方があつかうようになるのは、明治20年代にはいり、上田万年博士「国文学」、芳賀矢一博士ら「国文学読本」などが、文学という観点から意義づけるようになってからです。そのころのものは、中学の読本なども、多く「国文読本」という名をつけています。それが「国語読本」という名に変わってくるのは、30年代になってからです。) 維新直後のような神典・皇典という立場からではなく、わが国の作品から歴史・法制などに関するものを除いた一般を広く和文として扱っています。そして、いずれも、

初学の人の文かきならふに、依りよきふみ (本朝文範)

明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまくは書得べき。されば此の書、今の世の極めて初学の講学の為にとて物したるにて、(和文読本)

さて物まなびのなかにはまづ文かくわざぞ殊にいそしむべきものなる。 (国文軌範)

のように、文章を書くうえに参考となるべきものだと主張しています。

「文範」や「軌範」という名称にしても、漢文にならってい、しかも文章を作るうえでの模範と考えていることは明らかで

す。（西尾実博士は「国語教材史」の中で、この期を「文範期」と呼んでおられます。）そして、その構成も漢文流の分類のしかたにならっているものです。その分類、所載作品・作者名（2回以上）を以下にあげてあげてみます。

書名	分類	所載作品・作者
本朝文範	(上) 詞・序	源氏物語 22 枕草子 4 栄花物語 2 大和物語 2 本居宣長 22
	(中) 日記・紀行・雑記・論評	賀茂真淵 13 富士谷成章 6 村田春海 4 契沖 2 鶴殿よの子 2
	(下) 説・弁・教諭・訓誡・消息	
和文読本	(一) 歴代・儀式・軍旅	徒然草 19 古今著聞集 16 太平記 12 源平盛衰記 11 十訓抄 10
	(二) 地理・動植・言行・才芸	平家物語 5 宇治拾遺 3 東鑑 3 今昔物語・保元物語・大鏡
	(三) 武勇・遊戯・俳諧・羈旅・哀傷・伝	・神皇正統記・建武年中行事・公事根源各 2
	(四) 評・説・教訓・諫諍・勅書	本居宣長 14
	・院宣御請文・將軍家御教書・消息	
国文軌範	(上) 序・記・記事・論説	本居宣長 14 村田春海 10 賀茂
	(下) 書牘・贊銘・伝・碑書後題・跋・祭文・雜	真淵 7 藤井高尚 7 伴蒿蹊 6 竹村茂雄 4 秋山光彪 3 富士谷成章 2

平安朝以後のいろいろな作品が採られていますが、どれにも共通しているのは国学者たちの雅文です。これはやはり書くことに重点を置いているからでしょう。しかも、平安朝の各作品にしても、文学性自体が問題になっているよりは、その分類に属する文章の範例という意味のほうが主です。たとえば、「源氏物語」から採られているものにしても、帝から桐壺の更衣への御文、源氏

の紫上への訓説、朱雀院から女三の宮への御文といったもので  
す。——ただし、「和文読本」は「古今著聞集」「十訓抄」から  
多く採っています。これは、この後25年ごろから30年代の初めに  
かけて、中学教科書に多く逸話・物語が採用されるということの  
先駆をなしているものです。

以下、採用されている一、二の文例を示します。(あとに見る  
ように、係り結びが指摘されてたり、語句が補われていたりし  
ているのですが、それらは省略します。)

神無月のころ、山里より、散りたる紅葉の枝につけて

鶴殿よの子

かゝるかくれがをもらさぬ立田姫のこゝろばへを、やみのに  
しきとはなしはてずもがな、とまちわたりつるほどは、時雨ふ  
る日も、ながくのみおぼえつれど、なぐさむかたも侍りしを、  
今は、かくいたづらに散すぎたる梢を見るに、このうちちは、ま  
して道もなくこそ、と心ぼそさも、さびしさも、いはんかたな  
くながめ侍り、またれつる、人のこゝろも、紅葉も、うつろふ  
色を、見はてつるかな(本朝文範・下)

鳥羽僧正の絵のこと 古今著聞集

たちばな 橘 成季

鳥羽僧正は、近き世にはならびなき絵かきなり、中いつのほ  
どの事にか、供米の不法のことありける時、絵にかゝれける、  
辻風のふきたるに、米の俵を多くふきあげたるが、ちりはひの  
如くに空にあがるを、大童子、法師ばらはしりよりとゞめんと

したるを、さまざまにおもしろう筆をふるひてかゝれるを、  
誰かしたりけん、其の絵を院御らんじて、御入興ありけり、そ  
のこゝろを僧正に御たづねありければ、あまりに供米不法に候  
ひて、実のものは入り候はで糟糠ヌカのみ入りて軽く候ふほどに、  
辻風に吹き上げられ候ふを、さりとてはとて、小法師ばらが取  
りとぶめんとし候ふが、をかしく候ふを、書いて候ふ、と申さ  
れければ、比興の事なりとて、それより供米のさたきびしくな  
りて、不法のことなかりけり、（和文読本・卷三）

ところで、小学校の読本のところで一部ふれましたが、これらの教科書には、周到な注釈がほどこされている点で、以後の20年代のものとたいへん違っています。中でも「本朝文範」が最も詳しいのですが、頭注をほどこし、文中に適當な訳語を補い、かなの左傍に漢字をしるし、係り結びを指摘し、大段落や小段落の符号をつけるなどしています。どこにも原文をたやすく読ませるためにの努力が払われているのです。これはおそらく稻垣千穎かいが始めたものでしょう。かれは、この方法について、萩原広道の「源氏物語評釈」にならったと述べています。（しかし、この方法は、のちに落合直文「中等教育国文軌範（明25）」で、「この書にさることせざりしは、そはすべて教師にゆづるべきものにして、著者のすべきことにあらずとおもひてなり。」と批判されて以来、行なわれなくなりました。もっとも、最近では大村 浜氏によって、古典学習の場合、同様の方法が採られています。やはり広道の「評釈」からヒントを得られたのだそうです。）次にその簡単な例を示し

ておきます。漢字は上に書きましたが、原文では左傍にあります。また、□の印は→に変えました。上欄には「菟原」と「血淳」の注があります。|は段落のしるしです。

### をとめ塚の故事 大和物語

昔、津の国にむすめありけり、それをよばふ男ふたりなんありける、1人は、その国にすむ男、うぢはむばらになんありける、いまひとりは、和泉國の人になむありける、うぢは、ちぬとなんいひける | (本朝文範 中——ただし、この文は同年10月の改正版では除かれています。)

以上、和文の教科書について見てきました。次に漢文の教科書についてですが、これは江戸期にも使用された著作がそのまま用いられるということが多かったようです。上に見た大阪中学校・東京女子師範附属高女の例でも、わかるように、「文章軌範」「春秋左氏伝」「唐宋八家文」などがそのまま使用されていました。しかも、「読書」科においてだけではありません。別に「修身」でも「孝経」「小学」「論語」等、「歴史」でも「皇朝史略」「十八史略」等（これは大阪中学だけ）が使用されています。法制など専門的なものは除かれていますが、幕末に昌平黌こうその他で読まれていたもの（慶応4年「学問所修業次第」による）と、それほど変わらないかもしれません。ただ、分化した各教科において、それらの書物を読むようになっているだけです。

### [回 想 錄 か ら]

では、当時の実際の状態はどのようだったのでしょうか。終戦

当時の首相だった鈴木貫太郎は、明治14年（1881）群馬中学校へ入学したのですが、「鈴木貫太郎自伝」でそのころのことについて、以下のとおり述べています。

漢学の先生からは日本外史、政記などを教はつた。これはすらすらと読めるので、面白いところは譜誦する位まで節をつけよく朗吟したのだった。日本外史の力は大きい。国体の思想はこれで作られた。

この頃は本を只無茶に読むことを奨励したもので、私なども、小学校で十八史略を読んでいた。学校で教はる、家へ帰つてまたそこを読む、果ては毎日一冊宛読み切るといふ、今から考へると全く乱暴な話だが、その頃はとんと気もつかずにいたのであるが、後で考へてみるとよくやつたと思つてゐる。あの努力が、十四五歳の私に、もう今の中學四五年生位を完全にやり上げさせていた。中学校で國語は僅か習つたが、これは文法をやる位なもので、先生は林龜臣みかおみといふ偉い歌よみの國学者だつた。これはテニヲハの使ひ方をいくらか教はつただけで、生徒もさう重きをおいて聞いてゐなかつたやうである。

これによつても、今まで見てきたとおり、漢文のほうが重んじられていて、和文のほうはそれほどでもなかつたようすがわかります。大阪中学校の例では、1年のとき文法をやり、中根淑の「日本文典」を使用していました。この文章でも、國語のうち主として行なわれたのは文法であったと述べています。

当時、漢文が正統の学問であったという同じような回顧を、わ

たしたちは、芳賀矢一博士の文章の中にも見ることができます。いうまでもないことですが、芳賀博士は明治の後半から大正にかけて東大国文科教授であり、国定教科書の編集にもあたった人です。芳賀博士は明治13年（1880）、仙台の宮城中学校に入学し、同16年（1883）に初等中学科第5級を卒業したのですが、「私の中学生時代」（「芳賀矢一文集」所収）の中で、当時の授業について、

国文などといふものはもとより無い。読本も無ければ、文法も無い。仮名遣などは先生も無茶苦茶、生徒も無茶苦茶、唯漢文ばかりである。修身として論語、孟子を習ひ、漢文兼歴史として通鑑擧要らんを課せられた。ずんずん読んで行くので、あの通鑑擧要を一学年の中に大抵終まで読んでしまつた。何をいつても漢文が重要な学科で自分等も一番面白いとおもつた。しか併しその時分から考へると、今日は国文の読本も出来、文法も教授されるといふ風になつて、誠に進歩したものである。

と述べています。今まで見てきたとおり、規則でも和文についての授業はもちろん定められてはいました。しかし、実際にはこのように、あまり行なわれなかつたところもありました。

ここに述べられているところから見ますと、とにかく当時は漢文が主で、しかも「重要な学科」だとされていたことがわかります。芳賀博士も、学校で学習するだけではなく、帰宅後は漢学塾へ通つて勉強していました。

総じて仙台の地方（ばかりにも限るまいが）は、漢学がまだまだなかなか盛さかんで、学生は帰宅後必ず漢学先生の塾かよへ通つて勉

強して居つた。同級生の中にも漢文を作つたり、漢詩を作つたりして居るから、羨しくてたまらない。それで私も親に願つて、其の頃名高かつた国分先生の許へ行つて、分りもせぬのに左伝の講義などを聴いた。先生の御座敷はいつも一杯で、聴講者が部屋の外まで溢れて居た。それから又佐久間晴岳といふ先生（これは有名な洞巖先生の後で画家兼儒者）の許へ通つて、作詩を少々学んだ。もともと漢学の力が無いのだから、どうせ碌なものは出来ない。詩語粹金、幼学便覽などもひねくつて、始めて平仄とか韻とかいふものを覚えた。今日から考へると、此の時分に学んだ漢学が私の為には余程役に立つて居る。総じて此の時代には、学校の学科が今よりは余程楽であつたやうである。家へ帰つて後も、あまり学校の課目を勉強しないで、外の事をして居たやうである。そこで友達同士寄合つて詩を作つたり、文を作つたりして批評し合ふ。又輪読会を開くといふやうなことが絶えず行はれた。

当時は、中学へ進まなくても、漢学塾へは通うという風潮でした。若槻礼次郎は明治11年（1878）に松江市の雑賀南小学校を卒業したのですが、

小学校を出ると、私は中学を志願しないで、漢学塾へ通つた。塾長は内村友輔といって、元の藩校の先生で、神田の昌平校で、重野安繹さんと一緒にやっておったという、相当な漢学者であった。なぜ中学へ行かなかつたか。それは年上の兄の意見であったと思う。

と、「古風庵回顧録」の中で述べています。佐佐木信綱博士の「作歌八十二年」にも、漢学塾へ通っておられたときのことがしるされています。

## (2) 作文

作文についても、読書の場合と同じく、大阪中学校の「各学科授業ノ要旨」に定めているところから見ていきます。それには、以下のようにあります。

作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ，事実ヲ記述スルニ在リ。<sup>すなわ</sup>乃チ初等中学科ノ仮名交リ文，書牘文ハ近世ノ雅馴<sup>とく</sup>ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ，漢文ハ古雅ノ文体ニ倣ヒテ單簡ノ記事文ヲ作ラシムベシ。高等中学科ノ和文ハ中世ノ雅馴<sup>じゅん</sup>ノ文体ニ倣ヒテ之ヲ作ラシメ，漢文ハ記事文ヨリ論説文ニ及ボシ，詩及歌ハ先ヅ古人ノ詩歌ヲ記誦セシメ，稍句調ニ熟シ格律ヲ曉ルノ後，歌ヲ詠ジ詩ヲ賦セシムベシ。凡和漢文ヲ作ラシムルニハ，文章簡明，句調暢和，且着実ニシテ例格ニ合スルヲ旨トシ，其文題ハ務メテ实用ニ適スル者ヲ選ブベシ。<sup>ただし</sup>但詩歌ハ韻調正雅ニシテ，趣味優美ナランコトヲ要ス。

ここでは、和文・漢文の文章を作るばかりではなく、和歌・漢詩を作ることまで要求されています。和文の教科書が、文章を作るためという目標をかかげていることについては、上に見てきました。この規定は、それに応じているものです。なお、「古今集」も歌をよむための参考として学習されたものであることが察せら

れます。

しかし、やはり漢文にならった文章を作ることのほうが、おそらく主だったのでしょう。前にあげた教科書の例でいいますと、「小品文鈔」<sup>しよう</sup>「文章軌範」「唐宋八家文」が文章を作るための、「三体詩」が詩を作るための参考として使用されていたと思われます。

女子のほうは、しかし、和文のほうが重視されています。前に見た東京女子師範附属高女の規則は、以下のとおりです。

作文 作文は思想を表示し、事実を記述する者にして、其用また亦広きに由り、各学級通して之を課す。<sup>その</sup>即下等科に於ては、先づ普通の女用消息文及願届等、公用文類を作らしめ、次に近世の文体に倣て雅言消息文及雅言叙事文を作らしめ、兼て和歌を学ばしむ。文題は実用に適するを旨とし、構文は簡明着実にして鄙俗ならず、雅言文、和歌の如きは、趣味優美なるを尚ぶ。

ここには漢文はあげられていません。そして、まず手紙文とか、願い・届けから始まって、雅文の手紙や叙事文に進むように定められています。

作文における男子・女子の違いは、以上のようにです。次に教科書についてですが、和文の場合は、読書の項で見た教科書がやはり作文のためにも用いられることになっていました。なお、女子では、このほか江戸期の往来物の形式を受けついでいる手紙の範文集なども用いられていました。

ですから、漢文では、上にも見たように、「文章軌範」「唐宋八家文」など、まさに正式の漢文の文範集が使用されていました

が、しかし、それに合わせて、

土屋 栄 「小品文鈔」 3卷 (明10)

小川 棟宇 「明治近世名家文抄」 6卷 (明11)  
新撰

東条永胤 「近世名家文粹」 3卷

のようなものも用いられていました。これらは幕末から明治にかけての人々の文章も収録しているものです。「明治近世名家文抄」から一例をあげます。

贈前原一誠書 三浦梧樓

前原一誠足下。不<sub>ニ</sub>相見<sub>ニ</sub>六七年。忽有<sub>ニ</sub>今日之事<sub>ニ</sub>。得<sub>ニ</sub>足下書<sub>ニ</sub>。足下嘗<sub>ニ</sub>重職<sub>ニ</sub>辱<sub>ニ</sub>顯位<sub>ニ</sub>。雖<sub>レ</sub>退<sub>ニ</sub>臥草野<sub>ニ</sub>。廟議所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>合<sub>ニ</sub>。宜<sub>ニ</sub>極言論陳<sub>ニ</sub>。何有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>慊<sub>ニ</sub>。而甘為<sub>ニ</sub>叛亂賊<sub>ニ</sub>乎。率<sub>ニ</sub>無頼兇徒<sub>ニ</sub>。流<sub>ニ</sub>毒州郡<sub>ニ</sub>。生靈何罪<sub>ニ</sub>。所<sub>レ</sub>過慘虐放火為<sub>レ</sub>盜<sub>ニ</sub>。國憲所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>赦<sub>ニ</sub>。僕奉<sub>ニ</sub>鎮台司令之命<sub>ニ</sub>。來督<sub>ニ</sub>軍士<sub>ニ</sub>。地方鎮台之備<sub>ニ</sub>。方為<sub>レ</sub>誅<sub>ニ</sub>兇徒如<sub>ニ</sub>足下<sub>ニ</sub>者<sub>上</sub>耳。僕將<sub>下</sub>不日指<sub>ニ</sub>揮陸軍<sub>ニ</sub>。操<sub>ニ</sub>旗鼓<sub>ニ</sub>相以答<sub>上</sub>。

#### [当時の回想と生徒の作文]

しかし、これらのほか、小学校のところで見たような記事文・論説文の文範集も、生徒の間では用いられていました。そして「穎才新誌」などの投稿雑誌が、やはり中学生たちにも愛読されていました。その例を、わたしたちは、前にも見た芳賀矢一博士の文章に見ることができます。

此の頃の作文の模範として喜んで読んだのは穎才新誌や小学教文雑誌などであつて、これ等は毎号待兼ねて読んだ。外に中

学生の見るやうな雑誌類は何も無い。これは今日の有様と比べれば大変な相違である。学校で作った文章は例の「一瓢を携へて杖を曳く」といふ体裁で、最後は「日西山に春く」とか「暮靄蒼然として来る」とかで収めたもの。「陶然として醉ふ」とか、「玉山已に頽る」とか平氣で書いて居たものである。……

学校から帰ると、三国志だの、八犬伝だのすきな本を読んで遊び、又例の近処の友だちと詩や文を作つて遊んだ。友だちの一人で頻りに小学教文雑誌へ投書する人がある。其の人が或時私ども二三人の詩や文を書いて投書した。それが掲載されたので、私どもはこれは必ず例の某君のしたことに相違ないと、其処へ押しかけて行つて、絶交しようなどと騒いだ事もあつた。

ここに「玉山已に頽る」という句があげられていますが、前に小学校のところで見た範文の中に、同じく「頽然トシテ玉山ノ倒ル」とあったことが思ひだされます。当時、こういう語や句をつぎ合わせて文章を作っていたことが察せられます。

前に滑川道夫氏が引かれたのですが、次に「穎才新誌・326号」に載せられている文章をあげておきます。作者の大町芳衛は、のちの大町桂月で、14才のときの作です。

### 記 神 保 街 回 祿

皇都毎街市鐘ヲ置キ、火災アレバ 則 敲テ以テ之ヲ報ズ。区内三撞、区外二撞、最遠ナル者一撞。最近ナル者敲キ断ヘズト云フ。今茲三月四日黎明、眠醒ムレバ則市鐘欽々敲キ断ヘズ。始テ近街火ヲ失スルヲ知リ、蹶起屋上ニ登リ、之ヲ見レバ、黒烟

続々西北数丁ノ処ニ起ル。乃チ門ヲ出テ奔往既ニ達スレバ，則チ神保街ナリ。觀ル者群集，殆ンド立錐ノ地ナシ。焰悠々遠ク天ニ昇リ風之レニ触ルレバ 愈 激シ，恰モ紅龍九天ニ昇ルガ如ク，或ハ変ジテ真黒トナリ，或ハ淡墨トナリ，忽チ真紅，忽チ淡紅，紫紅ニ化シ，青黒ニ変ジ，千變万化。而シテ消防夫一隊，奮勇鳶口ヲ携ヘ，烟焰ノ中ニ入り，家屋ヲ毀チ，以テ火炎ノ他ニ移ルヲ防ギ，一隊ハ竜筒水ヲ以テ水ヲ注ギ，以テ火炎ヲ消ス。其ノ勇壯ノ状亦觀ルベキナリ。又火ヲ避クル者ヲ見ルニ，或ハ負荷シテ奔ル者アリ，或ハ老人杖ニ援ケラレテ漸ク走ル者アリ，屋上ニアリテ哀ヲ乞フ者アリ，母子相泣テ行ク者アリ。千態万状，其ノ周章ノ態，實ニ惱ムベキナリ。余於是乎，聊カ感ズル所アリ。古人曰，小事ヲ忽ニスレバ即大事ヲ誤ルト。夫レ回禄ノ原ヤ，微々一火点ノミ。而シテ能ク生靈ヲ殺傷シ，数百千ノ家屋ヲ燒夷スルニ至ル。小事ノ忽ニスベカラザル如此。若シ夫レ國家ニシテ小事ヲ忽ニセンカ，能ク治平ヲ保ツ者，未ダ之レアラザルナリ。豈戒メザル可ンヤ。火災歟ミ，群人散ジ，石橋ノ上ニ佇立シ，觀望之ヲ久フシテ去ル。

### (3) 文 法

特に教科としてあげられているわけではありませんが、ここで文法についてもふれておきます。それは、学制に示されていたような文法の授業は、むしろこの期のころから中学のほうへ移ったと考えられるからです。

すなわち、小学校では、読本などの中に部分的に示されることはあるても、規則の上には別に定めるところはありません。ところが、これに対して、大阪中学校の規則では、初等中学の1年のとき、中根淑「日本文典」を使用することになっています。（この書については、前に学制期のところで見ました。）いっぽう、女子師範附属高女の規則でも、本居宣長「詞の玉の緒」・本居春庭「詞の八衢」<sup>ちまた</sup>を使用することになっています。さらに、後のことになりますが、明治19年（1886）に文部省が師範学校で採用すべき図書を示したものの中には、

文部省編輯寮 語彙別記 文部省編輯寮 語彙活語指掌

本居春庭 詞の八衢 本居宣長 詞の玉の緒

中根 淑 日本文典 物集 高見 初学日本文典

があります。これらの点から考えますと、文法はだいたい中学・師範などで行なわれることになったと判断できるのです。

学制期の文法教科書が書くためのものとしてあったことは、前に見ましたが、この期になると、「作文ニ資スル」という点ももちろん認めますが、和文を読むためのものという考えが現われてきています。「殊ニ和文ハ先ヅ文字、言語、文章、音韻ノ諸論ヲ教へ、次ニ雅馴ノ文章ヲ授ケテ其例格ヲ考究セシムベシ」、あるいは「和文の意義を了解するの力を養はんが為に、文法を授け、文字、言語、文章の諸説を会得せしむ」と定められているのです。

この期に著わされた文法書には、少し前のものからあげます

と、

- も　すめ  
物　集　高　見　「初学日本文典」　2巻　(明11)  
○佐　藤　じょう　じつ　「語　学　指　南」　4巻　(明12)  
○関　治　彦　「語格　日本文法」　2巻　(明12)  
○大　槻　つき　修　二　「小学日本文典」　2巻　(明15)  
阿　保　友一郎　「日　本　文　法」　3巻　(明15・16)  
権　田　直　助　「語　学　自　在」　2巻　(明18)

などがあります。このうち、最後の「語学自在」は、幕末から明治にかけての国学者権田直助の著作になるもので、明治4、5年ごろにはすでにできていたと考えられるものです。語を体言・用言・体辞・用辞に分類しているものです。(「体」は活用しないもの、「用」は活用するものです。体辞は今の助詞、用辞は今の助動詞にあたります。)

そのほかのもので、江戸期の国学者たちの分類にだいたい従っているのは、初めに○をつけてあるものです。このうち、大槻修二「小学日本文典」は、語を名詞・動詞(今の形容詞も含む)・  
・  
・  
・  
装詞(今の副詞・連体詞その他)・テニヲハの4種に分けています。江戸期の国学者富士谷成章の分類のしかたにならったものと思われます。佐藤誠実「語学指南」・関治彦「語格　日本文法」は、江戸期末に一般に行なわれていた言(体言その他)・詞(動詞・形容詞)・辞(助詞・助動詞)という3分類を行なっているものです。

これに対し、阿保友一郎「日本文法」は、西洋文典流の分け方

をしています。しかし、名詞・動詞・形容詞・副詞・後置辞（助詞）・形状辞（形容詞の補助活用など）・助動辞・接続辞・感歎辞という分類のしかたです。1 詞と辞を区別していること。2 辞のなかへ接続辞と感歎辞を含めていること。（これは時枝誠記博士の分け方と似ています。ただし、ここでいう接続辞はバ・テなど今の接続助詞で、その点違います。）3 形状辞というのを認める。以上の点に特色があります。

物集高見「初学日本文典」は、言・詞・辞という3分類をして、それぞれの分類の中には西洋文典流の概念を取り入れて語を扱っているものです。

前に、学制期のところで、特に品詞論について、西洋文典の考え方方がはいってきたため、それ以前の国学者たちの考え方との間に混乱が生じてきたことを見ました。この時期も、混乱はやはり同様でした。いろいろな意見が提出されていることは、以上簡単にながめてきたことによっても察することができましょう。これが一応調和統一されるに至るのは、20年代にはいって大槻文彦博士の「諸法指南」「広日本文典」が出現してからのことです。

ですから、学校教育のうえにも、このような事情は当然反映しています。洋風の文典が、ある学校で使われているかと思うと、「詞の玉の緒」「詞の八衢」が、ある学校では使われているという実情です。そして、文部省も師範学校の教科書として、それらのどちらもあげています。読書や作文に資するためとはいっても、活用語の用法以外は、どこまでその効果をあげることができ

たか、疑問に思います。」

### 〔回 想 錄 か ら〕

しかもまた、実際の授業がどの程度まで行なわれたか、その点も疑わしい点があります。東京文理大学教授で、文部省にも関係され、一生国語問題解決につくされた保科孝一氏は「国語問題五十年」で、次のとおり述べておられます。これは高等中学での例ですが、これから見ると、初等中学で文法はされていないようです。

わたくしが第一高等中学校に入学したのは明治二十二年であったが、その時から国語の文法が学科に加えられた。小中村義象・落合直文の両先生がこれを受け持たれ、わたくしの学級は落合先生の担任であった。学生は日本語にも法則があるのかとめずらしく感じ、いままでは文法は、英語にはあるが日本語にはないものと思っていたのだから、日本語にもやはり文法があることを知って、いくぶんのほこりをさえ持つようになった。落合先生が動詞の活用を、なんのよどみもなくスラスラといわれる所以、われわれは非常に驚嘆し、一つ先生をいじめてみようじゃないかと、数名の生徒が相談し、こんな動詞なら、さすがの先生も困るだろうと、文法の時間に突然質問をはじめた。

「先生！『綻ぶ』という動詞はどう活用しますか」ときくと、先生はすこしも驚かず、それは「バ行上二段だ」「それではどう活用しますか」「ウン、綻ビビブブルブレビとはたらくんだ」「それでは木を植えるという動詞はどう活用しますか」「それ

はワ行下二段で植エエウウルウレエとはたらくんだ」と答えられ、すこしも困られる様子がない。学生はますます驚嘆の度を増し、先生は文法の神様だと尊敬し、小中村・落合両先生の人望は非常なものであった。

#### (4) 習字

習字も、大阪中学校の例について、見ていきます。

習字 習字ハ筆力遒勁ニシテ、字形正雅ナルヲ要ス。故ニ先ゆゑ々姿勢執筆ノ法ヲ授ケ、漸ク間架結構ヲ練習セシメ、稍熟スルノ後ハ、時ニ細字ヲ速写セシメ、もつ以テ日常ノ應用ニ慣レシムベシ。

このように規定しています。使用している教科書は1年が楷書の「樂志論」、2年が行書の「陳情表」と草書の「前出師表」です。いずれも村田海石書で、同校編のものです。日常の用という点は、それほど重んじられてもいないようです。

しかし、女子の場合は、そうではありません。中学すなわち男子では初等中学1・2年に行なわれるだけですが、東京女子師範附属高女では、下等科から上等科の5年間を通じて、毎週2時間ずつ行なうことになっています。

習字 習字を授くるには、下等科に於ては、平仮名及楷書、行書、草書の中字より、漸次細字を習はしめ、上等科に於ては、楷書の細字及平仮名、行書、草書の連書、消息、色紙、短冊等の書方を習はしむ。

このように定めています。ここでは、日常の用から始まって、消息・色紙・短冊の類にまで及ぶことになっています。特にかなが練習されることとは、男子とは違います。使用している教科書は、小原燕子「明治女用文」・「千字文」・阿仏尼「乳母の文」・「古今集漢文序」・曾大家「女誠」・「古今集」で、これらのすべては、後に同校教員になった植村花亭の書になるものです。大阪中学校の場合もそうでしたが、習字の教科書では、このよう にその学校の編になったり、そこの教員が書いたりしたものが、多かったことだろうと考えられます。

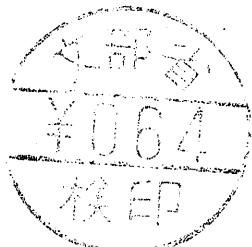
ここでは、読書・作文の場合と同じく、男子と女子とでは、重点の置き方が違っています。男子のほうでは、時間数も少なく、まずひととおりやっておくといったぐらいの感じですが、女子のほうになると、各学年を通じて習字の時間があり、日常の用が足せるばかりでなく、教養といった意味あいのものまで含まれているのです。読書・作文において、男子では漢文のほうが重んじられ、女子では和文のほうが重んじられたという事情に応じる点があります。

### 編 者 注

引用文は原則として原文のままとしましたが、漢字にはふりがなをつけました。その場合、特に注記しないかぎり、原文のふりがなはかたかたで残し、編者の加えたふりがなはひらがなで示した。

国語シリーズ No.50

続・教科書から見た  
明治初期の言語・文字の教育



MEJ 4153

---

昭和37年3月10日 印刷  
昭和37年3月15日 発行

著作権所有 文 部 省

東京都千代田区神田小川町1の1  
発行者 光風出版株式会社  
代表者 青木参平

名古屋市昭和区白金町2の8  
印刷者 竹田印刷株式会社  
代表者 竹田光二

---

東京都千代田区神田小川町1の1  
発行所 光風出版株式会社  
電話 丸の内(231)2880番  
振替口座 東京162599番

---

定価 64円